

議案第 39 号

やどり温泉いやしの湯設置及び管理条例の一部を改正する条例について

やどり温泉いやしの湯設置及び管理条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 26 年 2 月 10 日 提出

橋本市長 木下 善之

やどり温泉いやしの湯設置及び管理条例の一部を改正する条例

やどり温泉いやしの湯設置及び管理条例(平成 23 年橋本市条例第 16 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線及び太線の部分である。

改正後	改正前												
<p>(使用料) 第 9 条 利用者は、別表第 1 及び別表第 2 に定める額に、当該額に消費税 法(昭和 63 年法律第 108 号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及び その額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に定める地方消費税の税率 を乗じて得た額を合算した額を加えた額(10 円未満の端数を生じたとき は、これを切り捨てるものとする。)をやどり温泉の使用料として、市 長に納付しなければならない。 (利用料金制) 第 14 条 略 2・3 略</p>	<p>(使用料) 第 9 条 利用者は、別表第 1 及び別表第 2 に定める額の使用料を市長に納 付しなければならない。 (利用料金制) 第 14 条 略 2・3 略</p>												
<p>4 利用料金の額は、第 9 条に規定する使用料の額の範囲内において、指 定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。その額を 変更するときも、同様とする。 5・6 略</p>	<p>4 利用料金の額は、別表第 1 及び別表第 2 に掲げる額の範囲内におい て、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。その額 を変更するときも、同様とする。 5・6 略</p>												
<p>別表第 1(第 9 条、第 14 条関係) 浴場使用料(1 人につき)</p>	<p>別表第 1(第 9 条、第 14 条関係) 浴場使用料(1 人につき)</p>												
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1141 138 1220 604">利用者区分</td> <td data-bbox="1141 604 1220 1120">大人 (中学生以上)</td> <td data-bbox="1141 1120 1220 1982">小人 (3 歳以上小学生未満)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1220 138 1252 604">使用料</td> <td data-bbox="1220 604 1252 1120">572 円</td> <td data-bbox="1220 1120 1252 1982">286 円</td> </tr> </table>	利用者区分	大人 (中学生以上)	小人 (3 歳以上小学生未満)	使用料	572 円	286 円	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1141 604 1220 1120">利用者区分</td> <td data-bbox="1141 1120 1220 1982">大人 (中学生以上)</td> <td data-bbox="1141 1982 1220 2089">小人 (3 歳以上小学生未満)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1220 604 1252 1120">使用料</td> <td data-bbox="1220 1120 1252 1982">600 円</td> <td data-bbox="1220 1982 1252 2089">300 円</td> </tr> </table>	利用者区分	大人 (中学生以上)	小人 (3 歳以上小学生未満)	使用料	600 円	300 円
利用者区分	大人 (中学生以上)	小人 (3 歳以上小学生未満)											
使用料	572 円	286 円											
利用者区分	大人 (中学生以上)	小人 (3 歳以上小学生未満)											
使用料	600 円	300 円											
備考 略	備考 略												

別表第2(第9条、第14条関係) 宿泊施設使用料(1室につき)		別表第2(第9条、第14条関係) 宿泊施設使用料(1室につき)		
施設区分/ 利用者区分	2人まで	3人	4人	5人
白糸・五光 (定員5人)	10,000円	12,953円	15,905円	18,858円
丹生・紅葉 (定員5人)	9,048円	12,000円	14,953円	17,905円

備考
1 夏期期間(7月1日から8月31日まで)及び休前日(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日の前日)については、1室につき1,000円を加算する。

2 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後のやどり温泉いやしの湯設置及び管理条例の規定により指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続きその他の行為は、この条例の施行の前においても行うことができる。